

法人の県民税・事業税、地方法人特別税、特別法人事業税の税率表等

島根県

法人の県民税		法人税割				
均等割		区分		税率		
資本金等の額				平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
(1)	ア. 1,000万円以下の法人 イ. 均等割のみを課される公共法人及び公益法人等			5.8/100	4.0/100	1.8/100
(2)	1,000万円を超え1億円以下である法人					
(3)	1億円を超え10億円以下である法人					
(4)	10億円を超え50億円以下である法人					
(5)	50億円を超える法人					
		(2)	上記(1)以外の法人	5/100	3.2/100	1.0/100

* 平成17年4月1日から令和12年3月31日までに開始する各事業年度分の均等割額については、水と緑の森づくり税として、現行の税額の5%相当額を加算して納付していただきます。

法人の事業税

外形標準課税の対象とならない法人

課税標準	区分	税率	
		平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
所得割 所得金額	普通法人 軽減税率適用法人	年400万円以下の所得金額	3.5/100
		年400万円を超え年800万円以下の所得金額	5.3/100
		年800万円を超える所得金額	7.0/100
	特別法人 軽減税率適用法人	年400万円以下の所得金額	3.5/100
		年400万円を超える所得金額	4.9/100
		3以上の都道府県に事務所等設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得金額	4.9/100
収入割 収入金額	電気供給業(小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業を除く)、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人	0.9/100	1.0/100

* 電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業については「収入金額等課税(電気供給業のうち小売電気事業・発電事業・特定卸供給事業)の対象法人」をご確認ください。
* ガス供給業のうち、特定ガス供給業については、令和4年4月1日以後開始事業年度分より、課税方式が変更されています。

外形標準課税の対象法人

課税標準	区分	税率				
		平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
所得割 所得金額	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得金額	2.2/100	1.6/100	0.3/100	0.4/100
		年400万円を超え年800万円以下の所得金額	3.2/100	2.3/100	0.5/100	0.7/100
		年800万円を超える所得金額	4.3/100	3.1/100	0.7/100	1.0/100
		3以上の都道府県に事務所等設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得金額	4.3/100	3.1/100	0.7/100	1.0/100
付加価値割 付加価値額		0.48/100	0.72/100	1.20/100		
資本割 資本金等の額		0.20/100	0.30/100	0.50/100		

収入金額等課税(電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業)の対象法人

課税標準	区分	税率
収入割 収入金額	下記以外の法人	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
所得割 所得金額		0.75/100
収入割 収入金額	資本金の額(出資金の額)が1億円を超える法人	1.85/100
付加価値割 付加価値額		0.75/100
資本割 資本金等の額		0.37/100
		0.15/100

収入金額等課税(特定ガス供給業)の対象法人

課税標準	税率
収入割 収入金額	令和4年4月1日以後に開始する事業年度 0.48/100
付加価値割 付加価値額	0.77/100
資本割 資本金等の額	0.32/100

* 特定ガス供給業の課税方式は、令和4年4月1日以後開始事業年度分より変更されています。

* 令和2年3月31日までに開始する事業年度は「外形標準課税の対象とならない法人」の収入金額の欄の税率が適用される。
* 特定卸供給事業に係る税率は令和4年4月1日以後終了事業年度から適用。

特別法人事業税

令和元年10月1日以後開始事業年度から、地方法人特別税は廃止され、法人の事業税とあわせて特別法人事業税の申告が必要となりました。

[地方法人特別税の税率はこちら](#)

区分	税率		
	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人の基準法人所得割額	260/100		
外形標準課税法人以外	普通法人の基準法人所得割額	37/100	
	特別法人の基準法人所得割額	34.5/100	
収入金額課税法人(収入金額等課税法人を除く)の基準法人収入割額	30/100		
収入金額等課税法人(小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業)の基準法人収入割額	30/100	40/100	
収入金額等課税法人(特定ガス供給業)の基準法人収入割額	30/100	62.5/100	

* 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、法人の事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。
* 特定卸供給事業に係る税率は令和4年4月1日以後終了事業年度から適用。